

第41回全国大会 文部科学省質疑事項に対する回答

【特別支援教育に関して】

1. 特別支援教育における、通常の学級は多様な障害児が在籍するため、指導する教員には、障害を理解した一人ひとりの障害に応じた指導と支援教育が求められます。

障害の子ども達を教える教員の教育・体験学習・レベルアップ等の計画はどうなっているのか。また、教員は各学校に対応できるように配置されているのか。それは計画通りに推移しているのか。お伺いします。

A. 通常の学級に在籍する障害のある子どもを指導するに当たり、通常の学級の教員が障害を理解し、適切な指導方法を身に付けていくことは極めて重要であると考えています。

このため、文部科学省では、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」(平成20年度予算額：約5億円、平成21年度要求額：約8億円)を実施し、特別支援教育コーディネーターの指名や専門家チームの設置、巡回相談の活用を行うなど、各学校における特別支援教育の体制整備を進めています。さらに、本事業では、管理職、特別支援教育コーディネーター、一般教員等を対象とした研修を積極的に推進しています。

また、平成21年4月から開始される教員免許更新制において、特別支援教育に関する最新の課題について講習に含まれることになっております。

併せて、特別な指導を必要とする子どもに対応するため、通級による指導の担当教員の増員を図っているところです。平成20年度には171名増員しました。平成21年度については、352人の増員を要求しているところです。

さらに、平成19年度より、小・中学校において、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行うための特別支援教育支援員の配置に必要となる経費について、地方財政措置されているところです。

このほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県で指導的立場にある教員等を対象として、特別支援教育に関する各種研修を実施しています。

2. 学校教育法改正により養護学校は特別支援学校となり、地域のセンター校としての役割を担うことになり支援事業を行っていますが、全国の普通学校に在籍する87万人の対象児を地域の養護学校の一人二人の専任では、到底カバーできるものではなく、日頃子どもたちの指導に当たる教職員から割かざるを得ない状況です。

結果的に経験豊かな専門性の高い教員の手が足りなくなり、慢性的な教員の人手不足もあり、養護学校内では専門的知識の乏しいパートの介助員が児童生徒の介助を行っています。

これでは、制度の理念に逆行するものであり、今後の障害児教育における予算や人員の見通しについてお伺いします。

A. 教職員定数の改善に係る平成21年度概算要求については、行革推進法の範囲内で1,500人の教職員の定数改善を盛り込んだところです。そのうち、特別支援教育の充実のための定数改善は434人を要求しています。

(参考)

主幹教諭によるマネジメント機能の強化	896人
教員の事務負担の軽減(事務職員定数の充実)	73人
特別支援教育の充実	434人
小・中学校の通級指導の充実(352人)	
特別支援学校のセンター的機能の充実(35人)	
養護教諭定数の充実(47人)	
外国人児童生徒への日本語指導の充実	50人
食育の充実(栄養教諭定数の充実)	47人
計	1,500人

また、特別支援学校のセンター的機能の充実など、教員が子ども一人一人に向き合う環境を

つくるため、退職教員等外部人材活用事業を7,000人から10,500人に拡充することとしているところです。

今後とも、必要な教職員を確保できるよう年末の予算編成に向けてしっかり取り組んでまいります。

3. 教育課程の改訂が進められる中、特別支援学校における教育課程の改訂はどのような内容なのかお伺いします。

A. 特別支援学校等の教育課程の基準の改善については、本年1月に中央教育審議会答申がまとめられました。同答申では、特別支援学校の教育課程について、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人の実態に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育の充実、交流及び共同学習の推進などの観点から改善を図ることが提言されております。

これを踏まえ、特別支援学校の学習指導要領については、本年秋を目処に、改訂に向けた検討を行っているところです。

また、本年3月には、幼稚園教育要領と小・中学校の学習指導要領が告示され、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが規定されました。さらに、本年6月には、小・中学校における平成21年4月からの移行措置が告示されました。

特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行っており、小・中学校等の新しい教育課程の内容や移行措置についてもご理解いただきますようお願いいたします。

4. 特別支援教育が進む中、普通校のバリアフリー化（段差、移動手段、トイレ等）や、障害児教育の専門的な職員の配置についての配慮が必要です。地方自治体の指導強化を図るためにどのような対策をとられているのか、国として具体的方策を示されるのかお伺いします。

5. 災害時の緊急避難場所である一般校のバリアフリー化をどの様に進めているのかお伺いします。

A. 障害児教育に関する専門的な教員の配置については、質問1及び2で回答したとおり、研修等で全教員のレベルアップを図りつつ、特別支援教育コーディネーターや発達障害等の指導者研修等により養成を図っています。また、通級による指導の教員の増員を毎年行っており、障害児教育の専門的な職員の配置を進めているところです。

一方、学校施設は、障害のある児童生徒等も支障なく学校生活を送ることができるよう配慮することや、地域のコミュニティの拠点、災害時の避難場所としての機能することも求められることから、そのバリアフリー化を推進することは重要です。

文部科学省では、学校施設がバリアフリー化の努力義務の対象となっていることなどを踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進するための指針や事例集を作成し周知しているところです。

また、学校施設は災害時の緊急避難場所であることから、避難所となる学校施設の防災機能の充実を図るため、バリアフリー対策についても取り組むよう通知しているところです。

更に、学校施設におけるバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を行っています。

今後とも、児童生徒や地域の方々が安心して学校施設を利用できるよう、各地方公共団体等におけるバリアフリー化の取組を積極的に支援してまいります。

【医療ケア体制に関して】

1. 現在は校内での看護師による医療ケアを受けられますが、校外活動である校外学習・宿泊学習・修学旅行等は、看護師による医療ケアが受けられない現状が一部あると聞いております。全国的には波及されていない現状にどの様に指導されているのかお伺いします。

A. 特別支援学校を設置する都道府県市においては、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が適切な教育を受けられるようにするために、厳しい財政状況の中、看護師の配置に努めるとともに、ケアの実施に当たり教員がその一部を担ったり保護者の協力を得ながら、必要な支援を

行っていると認識しています。

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の校外における活動については、看護師の配置も含め、教育委員会、学校、保護者、医療機関等の関係機関の協力により、適切に対応すべきものと考えます。

2. 肢体不自由児校における医療ケアは、一部地域では体制を確立し、実行されています。普通小学校、中学校における医療ケア体制については、どのように検討されているのかお伺いします。

A. 医療的ケアを必要とする子どもの就学にあたっては、入学後どのような支援体制が必要か等を検討する必要がある、市町村では、就学指導委員会において専門家や保護者等の意見を聞いて慎重に判断しているものと認識しております。

現在、特別支援学校においては、看護師の適正な配置など医療安全面の確保が確実となるような一定の条件が満たされれば、教員が看護師と連携・協働の下に医療的ケアを実施することが許容されています。しかし、通常の小・中学校においては、特別支援学校と比べ、受入態勢が必ずしも整備されているとは言えず、また、教員が医療的ケアを実施することが認められていないため、通常の小・中学校で医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れるにあたっては、当該児童生徒の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を行うことが可能かどうかや、看護師の配置、保護者の協力等、十分な支援体制がとれるか等を慎重に検討した上で、受入れを判断すべきものと考えています。

【就労支援に関して】

1. 中・軽度の生徒の高等部卒業後の進路先確保が大変困難です。就労に繋げる専門学校等の教育の場が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

A. 文部科学省と厚生労働省の連携による就労支援の取組は進んでおり、障害者雇用率も改善してきていること、各大学や学生支援機構などによる障害学生の支援も進んできていることなどから、就職や進学にかかわる支援が整備されてきました。

こうした支援を生かし、小学部入学から自立心を高めること、12年間を通じた職業意識の形成などのキャリア教育を進めること、自立のために必要な知識や技能等を計画的に学習させていくこと、学校・家庭・労働・大学(専門学校を含む)の連携による移行支援を充実させることにより、一人一人の夢や希望を実現する進路指導を進めることが必要であると考えています。